

附属書B
(規定)
特定部品の包装要領

B.1 総則

B.1.1 適用範囲

この要領は、航空自衛隊用として調達する航空機用部品のうち、特定部品の基本的包装要領について規定する。ただし、この要領で規定する以外はこの仕様書の定めるところによる。

B.1.2 特定部品

特定部品とは、次のものとする。

- a) ボルト、ナット、スクリュー、ピン、リベット、ワッシャ、ファスナ、ターンバックル、スタッド、チューブ、フィッティング等（以下、“ハードウェア”という。）
- b) 点火栓
- c) 蓄電池
- d) ころがり軸受（外径が最大400mm又は質量が最大18kgのもの）及び軸受部品（以下、“軸受”という。）

B.2 ハードウェア

B.2.1 包装要領

B.2.1.1 防せい

個別仕様書において指定しない場合は、次の材料を使用したもの又は表面処理を施したものは、原則として防せい剤を必要としない。

- a) **使用材料** アルミニウム、銅、ニッケル、黄銅又は耐食鋼（オーステナイト系及び耐熱合金）
- b) **表面処理** クロムめっき、すずめっき、鉛めっき、ニッケルめっき、銀めっき、りん酸塩皮膜（補助油塗油）

B.2.1.2 個装

B.2.1.2.1 個装法

個装法は、表B. 1によるものとし、容器の動揺により部品の損傷を防止するため、適切な緩衝材及び表B. 2の保護材を使用しなければならない。

表B. 1－個装法

製品の 材 質	表面処理	防せい剤	部品名	個装法	
				レベル A	レベル B
鋼	カドミウム又は亜鉛めっき以外の表面処理	使用しない	ボルト ナット スクリュ ピン スタッド リベット	1 0	1 0
	カドミウム又は亜鉛めっき	使用する	ワッシャ キー	2 0	2 0
		使用しない	金具類	3 0	3 0
	軸部をめっきしないもの	使用する	軸部研磨ボルト	4 0	3 0
耐食鋼 非鉄金属	表面処理に関係ない	使用しない	ボルト ナット スクリュ ワッシャ リベット ターンバックル 金具類	1 0	1 0
材 質 に 関係ない	表面処理に関係ない	使用できない	セルフロックキング ナット	4 0	3 0
			チューブ フィッティング	3 0	3 0

注記 表中の数字は**附属書Aの付表A. 1 3**による。

表B. 2－保護材

品名	保護材
7 / 1 6以上のボルト	シールピール又はスリーブ
精密ボルト	シールピール又はスリーブ
チューブ, フィッティング	キャップ又は下包み

B.2.1.2.2 個装容器

個装に箱及び缶を用いる場合は、**表B. 3**から選択する。

表B. 3 一個装容器の選択基準

内容 内容 品質量 (kg)	PPP -B -566 折り畳み紙箱 破裂強さ(kpa)	PPP -B -676 組立紙箱 破裂強さ(kpa)	メタルステッ チ付紙箱 破裂強さ(kpa)	JIS Z 1506 両面段ボ ール箱	ファイバ ー缶
～ 1.0	764以上	823以上	1029以上	1種 又は 2種	内容 品質量 9kg 以下
1.0～ 2.3	1098以上	960以上			
2.3～ 4.5	1235以上	1098以上	1411以上		
4.5～10.0	——	——	2058以上		

B.2.1.3 内装

内装容器として組立紙箱の厚紙箱を使用した場合は、最大質量を4.5kgとし、メタルステッチ付紙箱を使用した場合は最大質量を18kgとしなければならない。また、段ボール箱は、それぞれの規格に準拠した質量及び寸法による。

B.2.1.4 外装

総質量は、60kgを超えてはならない。

B.3 点火栓

B.3.1 包装要領

点火栓の包装要領は、原則として、次の作業を行うものとする。ただし、点火栓の形状、性質などによりこれらの作業が困難な場合は、それらの作業を省略又は、必要な作業を追加する。

B.3.1.1 個装用材料

保護さや（ボール紙製又は同等品）とする。

B.3.1.2 包装単位

包装単位は、次による。

- a) 個装 1個
- b) 内装 2個以上（最大質量は、10kg）

B.3.1.3 清浄及び乾燥

附属書A A.2.2による適切な清浄剤にて清浄した後、自然乾燥を行うものとする。

B.3.1.4 個装

電極部及びネジ部を保護さやにて保護し、鉄鋼用防せい紙（JIS Z 1535）にて包み、防湿袋にて密封して紙箱に収納する。ただし、P/N573E944については、紙箱を用いなくてもよい。

B.3.1.5 内装

内装を実施する場合は、個装を内装容器（両面段ボール箱等）に収納しなければならない。

B.3.1.6 外装

容器（段ボール箱、ファイバー箱又は木箱）の大きさは**附属書A A.6.4 a)**によるものとし、総質量は、40 kgを超えてはならない。

B.4 蓄電池

B.4.1 包装要領

納入時の輸送形態に応じた関連法令等に基づく包装を行うものとする。

B.5 軸受

B.5.1 材料

B.5.1.1 清浄剤

清浄に使用する材料は、**附属書A A.2.2**による。

B.5.1.2 防せい剤

防せい剤は、**表B. 4**による。ただし、特別の用途などのため**表B. 4**の防せい剤を使用できない軸受は、使用時の潤滑油を用いるものとする。

表B. 4－軸受の防せい剤

軸受の形式	軸受外形 mm	防せい剤
開放形	25未満	P-3, P-6, P-9, P-10, P-17
	25～150未満	P-3, P-6, P-9
	150～400	P-3, P-6
密封形	—————	P-11

注記 表中の記号は**附属書Aの付表A. 4**による。

B.5.1.3 下包み材料

下包み材料は、アルミニウムはく（**JIS H 4160**）、包装用ポリエチレンフィルム（0.05 mmの厚さ：**JIS Z 1702**又は**A-A-3174**）、又は防水耐油性バリヤ材（**MIL-PRF-121**）でなければならない。ただし、アルミニウムはく及びバリヤ材の使用は、**表B. 5**による。

表B. 5－アルミニウムはくの厚さ及びバリヤ材のタイプ

軸受の質量 kg	アルミニウムはくの厚さ mm	バリヤ材のタイプ
0.45未満	0.04	II
0.45～2.2未満	0.04	I
2.2～18.0	0.05	I

注記 表中の記号は**附属書Aの付表A. 8**による。

B.5.1.4 透明プラスチック容器

透明プラスチック容器は、次による。

- a) 防せい剤及び潤滑油に耐える透明な剛性のあるものでなければならない。
- b) 寸法は、軸受の外径と容器の内径との隙間が0.25mm以上になるようにし、さらに体積及び質量は、できるだけ最小になるようにしなければならない。
- c) 再密封できるように設計されなければならないが、使用するために一度開封したものは必ずしも完全に気密を保証できなくてもよい。

B.5.1.5 内装用材料

内装用材料は、表B.6による。

表B.6—内装用材料

名称	適用仕様書又は規格	特性又は分類
折り畳み紙箱	PPP B 566	————
組立紙箱	PPP B 676	————
外装用両面段ボール箱	JIS Z 1506	1種～4種

B.5.1.6 外装用材料

外装用材料は、附属書A A.6による。

B.5.2 包装要領

B.5.2.1 個装

保管期間及び保管環境等に応じて、次のレベルAとレベルCに分類する。

B.5.2.1.1 レベルA

B.5.2.1.1.1 清浄及び乾燥

B.5.2.1.1.1.1 清浄及び脱磁

軸受の清浄室については、湿度の管理は要求しない。しかし、じんあいの発生源となる包装材料やくず物入れ等は、できるだけ少なくしなければならない。清浄前の軸受の磁力は5 Gaussを超えてはならない。開放形の軸受の清浄は附属書A 付表A.2に規定するC-5の方法によらなければならない。

B.5.2.1.1.1.2 乾燥

全ての軸受は、清浄後直ちに附属書A 付表A.3に規定するD-1、D-2又はD-3の方法、若しくは、これらの方法の組合せによって乾燥しなければならない。D-1の方法で乾燥する場合には、軸受を急速に回転させてはならない。しかし、乾燥中は乾燥に用いる空気に軸受の全表面をさらさなければならないので、低速回転はしてもよい。この場合に使用する空気は、乾燥しているもので、0.002mmのフィルタを通したものでなければならない。

B.5.2.1.1.2 防せい

防せいは、次による。

- a) 開放形軸受は、乾燥作業終了後ただちに表B.4による防せい剤に浸して、全表面に均一連続に、十分塗布しなければならない。

- b) 防せい包装のための室は十分に照明されていなければならない。室に入る空気はフィルタを通したり、外気と完全に遮断する必要はないが、近辺に亜硫酸ガス、硫化水素ガス等の発生源やじんあいの発生源となりそうなものは少なくしなければならない。

B.5.2.1.1.3 個装方法

個別仕様書で指定のない場合の個装は、軸受寸法により区分した**表B. 7**に定める方法によらなければならない。ただし、円筒ころ軸受以外の分離形軸受を組み立てて包装する場合は、ブリネル圧こんを防止するために適当な保護を行わなければならない。

表B. 7 一 個装方法及び個装単位

軸受外径 mm	個装方法	個装単位 個
25未満	41, 44	1
25～150未満	41	1
150～400未満	41	1

注記 表中の数字は**附属書Aの付表A. 13**による。

- a) **個装法(41)** 軸受は、清浄及び乾燥後、直ちに**B.5.2.1.1.2 a)**に従って防せい剤を塗布しなければならない。軸受は、**B.5.1.3**の材料で包む又は袋に入れなければならない。包み方は石けん包み、又はヒートシールをする。次に、必要に応じて緩衝材を用い、防湿バリヤ材(**MIL-PRF-131**)で作った防湿袋に入れ、ヒートシールする。ヒートシールを行うとき、袋内の空気を最小にするため適当な方法で抜かななければならない。下包みした軸受は必要に応じて個装容器に入れるものとする。全ての個装容器は**附属書A 付表A. 13**に基づいて密封する。しかし、角を無理に折り曲げて包装材料を損傷してはならない。
- b) **個装法(44)** 清浄、乾燥後、直ちに軸受は、**B.5.2.1.1.2 a)**に従って防せい剤又は潤滑油を塗布し、**B.5.1.3**に定める材料で下包みを行い、**B.5.1.4**に定める透明プラスチック容器に入れるものとする。必要に応じて緩衝材を用いて容器の中で軸受が移動するのを防止する。

B.5.2.1.2 レベルC

個別仕様書で指定されたときに行う個装であって、**附属書A A.4.6**に従って行うものとする。

B.5.2.2 内装

軸受の内装は、**附属書A A.5.2**による。

B.5.2.3 外装

軸受の外装は、レベルIとレベルIIに分類する。その細部は**附属書A A.6.4**による。

B.5.3 表示

個装、内装及び外装の表示は本体による。ただし、同一包装容器に1個を包装するときの個装及び内装には数量の表示を省略し、また、内装される個装のうち、個装に表示困難な場合には、省略することができる。

附属書C
(規定)
包装方法の選定要領

C.1 総則

C.1.1 適用範囲

この要領は、部品の包装方法の選定について規定する。

C.1.2 一般原則

契約の相手方は、次の事項を考慮して適切な包装方法を選定しなければならない。

- a) 部品の種類及び特性
- b) 包装のレベル
- c) 補給上（荷役，輸送，保管，開こん）の利便
- d) 入手が容易な包装材料

C.2 包装用材料の選定

包装用材料は、原則として、**附属書E**に規定するものの中から選定する。ただし、商慣習による個装，内装又は外装を行う場合は、契約の相手方において最も適切と思われる材料を使用することができる。

C.3 個装法の選定

C.3.1 レベルA

レベルAは、次による。

- a) レベルAの個装が要求された場合は、部品の構成材料又は状態，接触防せい剤の使用の可否，表面の状態（クリチカル又は非クリチカル），非金属材料との組合せの有無などを調査し，**付表C. 1**により包装しようとする部品の属するグループ番号に対応する基本個装法を選定する。
- b) **付表C. 1**により選定された基本個装法のうち，細別方法の選定を必要とするものについては，契約の相手方において最も適切と思われる細別方法を選定する。

C.3.2 レベルB・レベルC

レベルB又はレベルCの個装が要求された場合は，**付表C. 1**を参考として，契約の相手方において最も適切と思われる個装法を選定する。

C.3.3 静帯電防止の個装

静電気により損傷しやすい繊細な電子部品等については，**附属書A A.4**による。

C.4 包装単位

C.4.1 個装

個装の包装単位の選定は，個別仕様書に指定されていない場合は，J Q U Pによるものとし，これらのいずれにも該当しない場合は，**附属書A A.4.7**の規定に基づくものとする。

C.4.2 内装及び外装

内装及び外装の包装単位の選定は、個別仕様書に指定されていない場合は、**附属書A A.5, A.6**の規定に基づき選定する。

付表C. 1 一個装法選定表 [素肌金属品（電気的部品 i）を除く。]

構成材料又は状態	接触防せい 剤の使用不 可の場合 a)	クリチカル な表面を有 する場合	非クリチカ ルな表面を 有する場合	非金属材料 との組合せ の場合	グルー プ番号 b)	基本 個装法
鉄	———	———	○	———	01	20
鋼—素肌又は黒色 酸化処理	———	———	○	○	02	20
17クロム—7ニ ッケル未満の低組 成ステンレス鋼を 含む	———	○	———	———	03	40
	———	○	———	○	04	40
	○	———	○	———	05	30
	○	———	○	○	06	30
	○	○	———	———	07	50
	○	○	———	○	08	50
マグネシウム— 素肌又はクロム酸 塩処理	———	———	○	———	09	30
	———	———	○	○	10	30
	○	○	———	———	11	50
	○	○	———	○	12	50
	○	———	○	———	13	40
	○	———	○	○	14	40
ベリリウム, ニッ ケル, 黄銅, コバ ルト, 青銅, 銀, カドミウム, ステ ンレス鋼, 銅, 鉛, チタニウム, モネ ルメタル, すず, 亜鉛, アルミニウ ム, バビット粗鑄 造品, 焼結合金, 銅合金	———	———	○	———	15	30
	———	———	○	○	c)	
	○	○	———	———	16	30
	○	○	———	○	17	30
	———	○	———	———	18	20
	———	○	———	○	19	20
鉄と非鉄の組合せ	○	○	———	———	20	50
	———	———	○	———	21	30

付表C. 1 一個装法選定表 [素肌金属品 (電氣的部品 i) を除く。] (続き)

- 注 a) 接触防せい剤使用不可の場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 1) 防せい剤により部品が損傷するおそれがある場合。
 - 2) 防せい剤の除去が極めて困難な場合。
 - 3) 残存防せい剤が、部品の作動油又はグリース等と適合せず、作動中に機能不良を生ずる原因となるおそれのある場合。
 - 4) 部品の化学的組成が耐食性のもので、防せい剤の適用を必要としない場合。
- b) グループ番号は、P I Fの“材料及び仕上げ”欄に記入の際に使用する記号を示す。
- c) 非金属材料に対する基本個装法を適用する。グループ番号は、当該非金属材料に対応する**付表C. 3**の記号を使用する。
- i) 電氣的部品とは、使用時において純粋に電氣的機能を果たす部品をいう。ただし、電気装置の構成品で使用時において純粋に機械的機能のみを果たすもの、例えば取付用ブラケット・クランプファスナ、その他類似のハードウェア等は除く。

付表C. 2 一個装法選定表 [めっき その他の表面処理部品 (電氣的部品 i) を除く。]

構成材料又は状態	接触防せい剤の使用不可の場合 a)	クリチカルな表面を有する場合	非クリチカルな表面を有する場合	非金属材料との組合せの場合	グループ番号 b)	基本個装法
鉄金属一次により全面めっきされたもの クロム, 銅, ニッケル, 銀, すず, 金, イリジウム, オスミウム, パラジウム, ロジウム, ルテニウム, 亜鉛, カドミウム, すずと鉛の合金	○	○	———	———	2 2	3 0
	○	○	———	○	2 3	3 0
	○	———	○	———	2 4	3 0
	○	———	○	○	c)	
	———	○	———	———	2 5	2 0
	———	○	———	○	2 6	2 0
非鉄金属—めっき	———	———	○	———	2 7	1 0
	———	———	○	○	c)	
	○	○	———	———	2 8	3 0
	○	○	———	○	2 9	3 0
	———	○	———	———	3 0	2 0
	———	○	———	○	3 1	2 0

付表C. 2 一個装法選定表 [めっき その他の表面処理部品 (電氣的部品 i) を除く。] (続き)

構成材料又は状態	接触防せい剤の使用不可の場合 a)	クリチカルな表面を有する場合	非クリチカルな表面を有する場合	非金属材料との組合せの場合	グループ番号 b)	基本個装法
鉄, 鋼—りん酸塩処理	○	————	○	————	3 2	3 0
	————	————	○	○	c)	
銅, 黄銅—クロム酸塩又は黒色酸化処理	○	○	————	————	3 3	3 0
	○	○	————	○	3 4	3 0
	————	○	————	————	3 5	2 0
アルミニウム, マグネシウム, 亜鉛—陽極処理	○	————	○	————	3 7	1 0
	○	————	○	○	c)	
亜鉛めっきの鉄又は鋼, 亜鉛合金铸件—クロム酸塩処理	○	○	————	————	3 8	3 0
	○	○	————	○	3 9	3 0
アルミニウム—アルクラッド	○	○	————	○	3 9	3 0
陽極処理アルミニウムと不動態化耐食鋼の組合せ	○	————	————	————	4 0	1 0
金属—ペイント, ワニス, ラッカー又はエナメルにて塗装	○	————	○	————	4 1	1 0
	————	————	○	○	c)	
多孔性金属—オイル含浸	————	————	————	————	4 2	3 0

注 a) 接触防せい剤使用不可の場合とは, 次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 防せい剤により部品が損傷するおそれがある場合。
- 2) 防せい剤の除去が極めて困難な場合。
- 3) 残存防せい剤が, 部品の作動油又はグリース等と適合せず, 作動中に機能不良を生ずる原因となるおそれのある場合。
- 4) 部品の化学的組成が耐食性のもので, 防せい剤の適用を必要としない場合。

b) グループ番号は, P I F の “材料及び仕上げ” 欄に記入の際に使用する記号を示す。

c) 非金属材料に対する基本個装法を適用する。グループ番号は, 当該非金属材料に対応する付表C. 3の記号を使用する。

- i) 電氣的部品とは、使用時において純粹に電氣的機能を果たす部品をいう。ただし、電氣装置の構成品で使用時において純粹に機械的機能のみを果たすもの、例えば取付用ブラケット・クランプファスナ、その他類似のハードウェア等は除く。

付表 C. 3 一個装法選定表 [非金属材料 (電氣的部品 i) を除く。]

構成材料又は状態	接触防せい剤の使用不可の場合 a)	クリチカルな表面を有する場合	非クリチカルな表面を有する場合	非金属材料との組合せの場合	グループ番号 b)	基本個装法
プラスチック	○	————	○	————	4 3	1 0
ファイバ	○	○	————	————	4 4	3 0
天然又は合成ゴム	○	○	————	————	4 5	3 0
	○	————	○	————	4 6	3 0
皮革	○	————	○	————	4 7	1 0
	○	○	————	————	4 8	3 0
光学ガラス, 石英, 雲母及び構成品にこれらを用いた組立品	○	○	————	————	4 9	4 0
カーボン, 黒鉛, セラミックス, 光学以外のガラス	○	————	○	————	5 0	1 0
	○	○	————	————	5 1	3 0
紙	○	————	○	————	5 2	3 0
	○	○	————	————	5 3	3 0
木材, コルク	○	————	○	————	5 4	1 0
	○	○	————	————	5 5	3 0
コーデージ, 布製品	○	————	○	————	5 6	1 0
	○	○	————	————	5 7	3 0
織物	○	○	————	————	5 8	3 0

注 a) 接触防せい剤使用不可の場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 防せい剤により部品が損傷するおそれがある場合。
 - 2) 防せい剤の除去が極めて困難な場合。
 - 3) 残存防せい剤が、部品の作動油又はグリース等と適合せず、作動中に機能不良を生ずる原因となるおそれのある場合。
 - 4) 部品の化学的組成が耐食性のもので、防せい剤の適用を必要としない場合。
- b) グループ番号は、P I Fの“材料及び仕上げ”欄に記入の際に使用する記号を示す。
- i) 電氣的部品とは、使用時において純粹に電氣的機能を果たす部品をいう。ただし、電氣装置の構成品で使用時において純粹に機械的機能のみを果たすもの、例えば取付用ブラケット・クランプファスナ、その他類似のハードウェア等は除く。

付表C. 4 一個装法選定表（電氣的機器及び装置）

1 完成電氣的機器，無線及びレーダーセット，その他の通信機器						
構成材料又は状態	接触防せい 剤の使用不可 の場合 a)	クリチカル な表面を有 する場合	非クリチカ ルな表面を 有する場合	非金属材料 との組合せ の場合	グルー プ番号 b)	基本 個装法
構成材料の如何を問わない。密封物品 ^{d)} で外表面に対し耐食保護を必要としない場合。	○	——	——	——	59	10
構成材料の如何を問わない。密封物品で外表面に対し耐食保護を必要とする場合。	——	——	——	——	60	40
構成材料の如何を問わない。非密封部品の場合。	——	——	——	——	61	50
2 無線及びレーダーセット，その他の通信機器の小組部品並びに構成品（非密封の場合）						
構成材料又は状態	接触防せい 剤の使用不可 の場合 a)	クリチカル な表面を有 する場合	非クリチカ ルな表面を 有する場合	非金属材料 との組合せ の場合	グルー プ番号 b)	基本 個装法
鉄，鋼，マグネシウム	○	——	○	——	62	40
	○	○	——	——	63	50
	——	○	——	○	64	50
非金属と金めっき品との組合せの電氣的部品	——	——	——	——	65	30
光学ガラス，石英，雲母—プラグタイプの電子コネクタ，レジスタ，キャパシタを含む。	○	——	○	——	66	30
	○	○	——	——	67	40

付表C. 4 一個装法選定表（電氣的機器及び装置）（続き）

構成材料又は状態	接触防せい剤の使用不可の場合 a)	クリチカルな表面を有する場合	非クリチカルな表面を有する場合	非金属材料との組合せの場合	グループ番号 b)	基本個装法
静電気，電磁気，磁気又は放射能に敏感な装置又は部品	○	_____	_____	_____	6 8	4 0 / 5 0 e)
静電気敏感な構成部品	○	_____	_____	_____	6 9	3 0 / 4 0 f)
銅，黄銅，青銅，ベリリウム	○	○	_____	_____	7 0	4 0
金，銀，白金，イリジウム，その他の貴金属	○	_____	_____	_____	7 1	4 0
ベアリングによる可動部品（構成材料の如何を問わない）	○	○	_____	○	7 2	5 0

注 a) 接触防せい剤使用不可の場合とは，次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 防せい剤により部品が損傷するおそれがある場合。
- 2) 防せい剤の除去が極めて困難な場合。
- 3) 残存防せい剤が，部品の作動油又はグリース等と適合せず，作動中に機能不良を生ずる原因となるおそれのある場合。
- 4) 部品の化学的組成が耐食性のもので，防せい剤の適用を必要としない場合。

b) グループ番号は，P I F の“材料及び仕上げ”欄に記入の際に使用する記号を示す。

d) 密封とは，金属と金属，ガラスとガラス，プラスチックとプラスチックなどの溶着若しくはハンダ付け又はガスケット，プラグ，キャップなどにより，部品の機能を害するじんあい，水蒸気，その他の異物の侵入を防ぐため部品自体を封ずることをいう。

e) 静電気及び電磁気防止防湿材料使用の 4 0 又は 5 0 とすること。

f) 静電気防止材料使用の 3 0 又は 4 0 とすること。

付表C. 5 一個装法選定表（電気的—機械的組部品）

構成材料又は状態		接触防せい剤の使用不可の場合 a)	クリチカルな表面を有する場合	非クリチカルな表面を有する場合	非金属材料との組合せの場合	グループ番号 ^{b)}	基本個装法
電気的調整補正済部品 ^{g)}	素肌の鉄鋼，マグネシウム	○	—	—	—	73	50
	その他	○	—	—	○	74	40
構成材料の如何を問わない（非密封部品）		○	—	○	—	75	40
		—	○	—	—	76	40
		—	○	—	○	77	50 ^{h)}
		○	○	—	—	78	50
構成材料の如何を問わない（密封部品）		—	○	—	—	79	30
		○	—	○	—	80	10

注 a) 接触防せい剤使用不可の場合とは，次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 防せい剤により部品が損傷するおそれがある場合。
- 2) 防せい剤の除去が極めて困難な場合。
- 3) 残存防せい剤が，部品の作動油又はグリース等と適合せず，作動中に機能不良を生ずる原因となるおそれのある場合。
- 4) 部品の化学的組成が耐食性のもので，防せい剤の適用を必要としない場合。

b) グループ番号は，PIFの“材料及び仕上げ”欄に記入の際に使用する記号を示す。

g) 電気的調整補正済部品とは，湿度若しくは温度変化，使用又は時間の経過により変動する特性を有する部品で，初期の設計限界値を維持していることを確認するために定期的点検の実施を必要とするものをいう。

h) 部品の使用時に除去する必要のない作動用潤滑剤を使用してもよい。

付表C. 6 一個装法選定表（その他）

構成材料又は状態	接触防せい剤の使用不可の場合 a)	クリチカルな表面を有する場合	非クリチカルな表面を有する場合	非金属材料との組合せの場合	グループ番号 ^{b)}	基本個装法
構成材料や状態を問わない。	—	—	—	—	ZZ ^{j)}	—

注 a) 接触防せい剤使用不可の場合とは，次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 防せい剤により部品が損傷するおそれがある場合。
- 2) 防せい剤の除去が極めて困難な場合。
- 3) 残存防せい剤が，部品の作動油又はグリース等と適合せず，作動中に機能不良を生ずる原因となるおそれのある場合。

付表 C. 6 一個装法選定表（その他）（続き）

- 4) 部品の化学的組成が耐食性のもので、防せい剤の適用を必要としない場合。
- b) グループ番号は、PIFの“材料及び仕上げ”欄に記入の際に使用する記号を示す。
 - j) グループ番号が“ZZ”に該当する部品の場合は、契約の相手方において最も適当と思われる個装法を選定するものとする。

附属書D
(規定)
キットの包装要領

D.1 総則

D.1.1 適用範囲

この要領は、キットの包装要領について必要事項を規定する。

D.2 個装

D.2.1 個装法の選定

キットについては、その構成品ごとに**附属書C**により個装法を選定する。

D.2.2 個装実施要領

キット構成品ごとに**D.2.1**により選定した個装法を適用する。この場合、次のいずれかの方法により、2品目以上の構成品を一括して同一個装内に収納（グループ化）することができる。

- a) 同一個装法を適用する構成品を一括し、1つのグループとして個装する。
- b) 同一系統に属する構成品を一括し、1つのグループとして個装する。

例 ポンプに属する構成品とモータに属する構成品が同一キット内に含まれているときは、それぞれをグループとして一括して個装する。この場合、グループ内の構成品の個々に適用する個装のうち、最も高度の個装法を適用する。

D.2.3 個装単位

個装単位は、次による。

- a) キット構成品については、1キット当たりの数量を単位とする。ただし、数量、品目、特性等により1個装とすることが不適当な場合は、適当な単位に分割又は1個ごとに個装を行った後、紙箱などにより1キット当たりの数量ごとにまとめるものとする。
- b) 個装の最終容器に収納する単位は、1キットとする。

D.3 内装及び外装

内装及び外装は、**附属書A A.5, A.6**による。

D.4 表示

D.4.1 個装の表示

個装の表示は、次による。

- a) キット構成品の個装には、次の項目を表示する。ただし、グループ化した場合は、グループ記号のみを記入する。
 - 1) キット部品番号
 - 2) 部品番号
 - 3) 品名
 - 4) 数量
 - 5) 製造番号（SERIAL NO.）（適用される場合のみ）
 - 6) AC開始年月

b) キットの個装の最終容器には、**附属書A A.7.3**の定める個装の内容品表示を行うものとする。

D.4.2 内装及び外装の表示

内装及び外装の表示は、**附属書A A.7.4, A.7.5**による。

D.5 キット明細表

キットの個装の最終容器の内部に、**図D. 1**により作成したキット明細表を1部挿入する。

調達要求番号又は契約番号				キット物品番号		
キット部品番号				キット名称		
一連番号	部品番号	品名	数量	グループ記号	製造番号	AC開始年月

図D. 1—キット明細表（JIS P 0138A列4番）

D.5.1 キット明細表記入要領

キット明細表記入要領は、次による。

- a) **調達要求番号又は契約番号** 調達要求番号又は契約番号を記入する。
- b) **キット物品番号** 契約書に記載されたキットの物品番号を記入する。
- c) **キット部品番号** 契約書に記載されたキットの部品番号を記入する。
- d) **キット名称** 契約書に記載されたキットの名称を記入する。

- e) **一連番号** キット構成品に対する一連番号を記入する。
- f) **部品番号** キット構成品の部品番号を記入する。
- g) **品名** キット構成品の名称を記入する。
- h) **数量** キット構成品の1キット当たりの数量を記入する。
- i) **グループ記号** キット構成品の一部を一括して個装した場合のグループ記号を大文字のアルファベットA, B, C, ……で記入する。
- j) **製造番号** キット構成品が、製造番号を有する場合に記入する。
- k) **AGE CONTROL** (以下, “AC” という。) **開始年月** キット構成品が, AC品目¹⁾の場合に記入する。

注¹⁾ AC品目とは, **JAFR125**第5章第3節第2項に定めている保管期限統制品目をいう。

附属書E
(規定)
PIFの作成及び提出要領

E.1 総則

E.1.1 適用範囲

この要領は、PIFの作成及び提出について規定する。

E.1.2 一般原則

一般原則は、次による。

- a) P I Fは、原則として調達要求番号又は契約番号ごとに作成するものとし、包装レベルとP I F作成基準は、次のとおりとする。
 - 1) 包装レベルがA、A I又はA IIの契約の場合には、全てA Iを基準とする。
 - 2) 包装レベルがB、B I又はB IIの契約の場合には、全てB Iを基準とする。
 - 3) 個装のレベルがCの契約の場合には、外装のレベルに関係なく、P I Fを提出する必要はない。
- b) 航空自衛隊のいずれかの部隊の要求又は契約で、既に同一レベルで承認を受けたP I F記載品目と同一品目を他の部隊と契約した場合は、改めてP I Fを提出する必要はない。ただし、その場合、承認P I Fの写し1部を契約担当官等に提出する。
- c) 承認P I Fの内容を変更する場合には、新たにP I Fを作成し、契約担当官等の承認を得るものとする。

E.2 P I F作成要領

E.2.1 P I Fの構成

P I Fは、表紙、承認願書、目次、P I Fカード及び図面より成るものとする。

E.2.1.1 表紙

表紙の大きさは、紙加工仕上寸法（J I S P 0 1 3 8）A列4番とし、背表紙を有する左とじファイルを用い、様式は、付図E. 1によるものとし、色は、原則として青色とする。

E.2.1.2 承認願書

P I Fのとじ込みの冒頭に承認願書を添付する。承認願書の大きさはJ I S P 0 1 3 8 A列4番とし、様式は、付図E. 2による。

E.2.1.3 目次

P I Fは、目次を付けるものとする。その目次は、当該契約において新規又は改正のための申請をする品目を記載するものとし、大きさはJ I S P 0 1 3 8 A列3番又は4番とし、様式は、付図E. 3による。

E.2.1.4 P I Fカード

P I Fカードの様式は、付図E. 4のとおりとし、大きさはJ I S P 0 1 3 8 A列5番、紙質は上質紙70kgのものを用いるものとする。

なお、カードはクラフト紙製封筒又は同等袋に入れ封筒の片端をファイルにとじ込むものとする。ただし、枚数が多くて封筒に入りきれないときは、別包装とすることができる。

E.2.1.5 図面

P I Fカードでは包装の細部を十分に表現できない場合は、これを補足するため、図面を添付する。図面は、青図又は陽図とし、大きさはJ I S P 0138 A列を標準とし、様式はJ I S Z 8310（製図総則）による。

E.2.2 P I Fカードの記入方法

P I Fカードの記入方法は、次による。

- a) P I F記入方法は、表E.1によるものとし、記入すべき内容の選定に当たっては、原則として本体2.1 包装要領の選定の基準に記載された範囲とする。

表E. 1－P I Fカードの記入方法

番号	項目	記入事項
1	グループ	物品番号の最初の2桁（Federal Supply Group）を記入する。不明な場合は空欄とする。
2	物品番号	物品番号（Stock Number）を記入する。不明な場合は空欄とする。
3	部品番号	調達品目表に記載された部品番号を記入する。この場合、製造業者の部品番号のほかに専門業者（Vender）の部品番号があれば、（ ）に併記する。部品番号が付与されていない場合は、製造業者の図面番号又は形式番号を記入する。
4	品名	調達品目表に記載された品名を記入する。
5	P I F整理番号	空欄とする。
6	寸法（cm）	原則として部品自体の外形寸法〔例 長さ（L）×幅（W）×高さ（H）〕をcm単位で記入する。ただし、1cmに満たない端数は切り上げ、1cm未満の場合は、“－1.0”と（ ）内に記入する。
7	質量 （g又はkg）	部品の質量をg単位で記入する。ただし、1gに満たない端数は切り上げ、1000g（1kg）以上のものはプラス（+）の記号を付け、kg単位で記入する。
8	材料及び仕上げ	付表C. 1～6に従いグループ番号を記入する。ただし、付表C. 1～6に示されないものは、その材料及び仕上げを明記する。
9	特性	部品の特性を付表E. 1に示す符号で記入する。
10	仕様書又は 技術指令書	部品の製作に当たり適用した仕様書、規格等の番号を記入する。また、修理契約において、適用した仕様書等で、包装に関する指定がある場合は、その仕様書等の番号を記入する。

表E. 1-P I Fカードの記入方法（続き）

番号	項目	記入事項
1 1	包装レベル	該当する個装レベル及び外装レベルを記号で記入する。 例 A I
1 2	承認及び日付	空欄とする。
1 3	個数	個装内に入れる部品の数量をアラビア数字で記入する。
1 4	個装法	個装法を 付表E. 2 に示す符号で記入する。
1 5	防せい剤	適用する防せい剤を 付表E. 3 に示す符号で記入する。
1 6	緩衝材	緩衝材の種類を 付表E. 4 に示す符号で記入する。
1 7	包み	包み用材料の種類を 付表E. 5 に示す符号で記入する。
1 8	容器	個装容器の種類を 付表E. 6 に示す符号で、符号のない場合は、仕様書番号、図面番号等を記入する。2種類以上の材料又は容器を使用する場合は、使用の順序を記入する。
1 9	寸法（cm）	個装の寸法をcm単位で記入する [例 長さ（L）×幅（W）×高さ（H）]。ただし、1cmに満たない端数は、切り上げる。
2 0	容積 （cm ³ 又はm ³ ）	個装の容積をcm ³ 単位で記入する。ただし、1cm ³ に満たない端数は切り上げ、1000cm ³ （0.001m ³ ）以上のものはプラス（+）の記号を付けm ³ 単位で記入する。
2 1	質量 （g 又は k）	個装の質量を「番号7」に従って記入する。
2 2	個装数量	内装の中に入れる個装の数量をアラビア数字で記入する。
2 3	緩衝材	緩衝材の種類を 付表E. 4 に示す符号で記入する。
2 4	容器	内装容器の種類を 付表E. 6 に示す符号で、符号のない場合は、仕様書番号、図面番号等を記入する。
2 5	寸法（cm）	内装の寸法を「番号19」に従って記入する。
2 6	容積 （cm ³ 又はm ³ ）	内装の容積を「番号20」に従って記入する。
2 7	質量 （g 又は kg）	内装の質量を「番号7」に従って記入する。
2 8	個装数量	外装の中に入れる個装の数量を記入する。
2 9	保護の種類	外装容器の強度及び緩衝材を決定するための要素となる内容品の保護の種類を度合いを 附属書A 付表A. 14 の物理的保護の区分から選択し、該当する種類を記号L a, L b, L cで記入する。
3 0	緩衝材	緩衝材の種類を 付表E. 4 に示す符号で記入する。
3 1	容器	外装容器の種類を 付表E. 6 に示す符号で、符号のない場合は、仕様書番号、図面番号等を記入する。

表E. 1-P I Fカードの記入方法（続き）

番号	項目	記入事項
32	ケースライナ	ケースライナに使用する材料の種類を付表E. 5に示す符号で、符号のない場合は、仕様書番号、図面番号等を記入する。
33	寸法（cm）	外装の寸法を「番号19」に従って記入する。
34	容積 (cm ³ 又はm ³)	外装の容積を「番号20」に従って記入する。
35	質量 (g 又は kg)	外装の質量を「番号7」に従って記入する。
36	組 部 品	該当する次の上位の組部品（Next Higher Assembly）名、又は同部品番号を記入する。不明な場合は該当する主組部品（Major Assembly）名、又は同部品番号を記入する。また、いずれもが不明な場合は空欄とする。組部品を2以上の外装容器に分けるときは、組部品名の次にアルファベット順にA、B、Cなどの記号を記入し、同一組部品に属する品目であることを示すものとする。
37	A C 品 目 等	AC品目に該当する場合は、“*”を、期限付品目に該当する場合は“#”を記入する。
38	改 定 事 項	当該P I Fが改定申請の場合は、旧P I Fの整理番号及び承認日付、改定部分及び改定理由の概要を記入する。
39	記 事	各欄に記載した事項を補足するか、欄の割り当てられていない事項で特に承認を受ける必要のある事項、その他参考となるべき事項を記入する。
40	機 種	適用機種を記入する。
41	製 作 ・ 修 理 業 者 名	当該品目を製作又は修理する業者名を記入する。
42	作成者及び日付	P I F作成責任者が押印し、作成年月日を記入する。
43	業者P I F番号	業者側のP I F整理上の一連番号を記入する。
注記1	“番号”欄の番号は、付図E. 4 P I Fカード様式の各欄の番号とする。	
注記2	内装及び外装については、最も標準的な数値を記入する。	
注記3	契約数量により異なる包装単位を採用した方が経済的、かつ、合理的である場合には、適宜契約の相手方において変更することができる。この場合、改めてP I Fを作成する必要はない。	
注記4	2種類以上の品目を組み合わせて外装する場合は、“数量”欄に“混合”又は“M I X”と記入し、“容器”欄及び必要があれば“ケースライナ”欄のみ記入し他は“X”と記入する。	

- b) P I Fカードの作成に当たり全般的に次の事項に留意しなければならない。
- 1) 各欄は原則として全て記入しなければならない。ただし、適用しない場合は、特に空欄とするよう指定したものを除き“X”の記号を記入し、必要な場合は、“記事”欄で説明する。
 - 2) **付表E. 1～6**により選定した材料等のうち、P I Fカード記入用符号表に符号のないものを用いる場合は、適用仕様書番号等をそのまま記入する。この場合は、原則として公共規格、防衛省仕様書等をもって示すものとし、その他の一般性のないものを用いる場合は、これを添付しなければならない。
 - 3) 同一欄中において、2種類以上の材料、容器を使用する場合は、使用する順序に記入する。2種類の場合は、当該欄を上下2段に分けて記入し、3種類以上の場合は、“記事”欄を利用又は裏面を利用して記入する。
- c) P I Fカードは、原則として1カードに1品目を記載するものであるが、共通部品対称品目で品目は異なっても、包装方法が全く同一のもの、又はキットとして包装されるものについては、次の要領で包括的に記載することができる。
- 1) **共通部品等** 共通部品等は、次による。
 - 1.1) 包括できる範囲は、P I Fカード記入事項のうち、次の各事項が全く同一である品目のグループに限るものとする。
 - 1.1.1) 基本的な部品番号が同一で補助番号のみが異なる場合。

例 ボルトでAN340のうち寸法径の相違を示す番号を付してAN340-1、AN340-2となる場合は、AN340を基本番号とするボルトを1つのグループと考える。
 - 1.1.2) 特性
 - 1.1.3) 材料及び仕上げ
 - 1.1.4) 仕様書又は技術指令書
 - 1.1.5) 個装法
 - 1.1.6) 防せい剤
 - 1.2) P I Fカード記入事項のうち、1.1)、その他の共通的事項（標準容積等）は、P I Fカードに記入し、各品目ごとに異なる事項（**例** 物品番号、寸法、ねじ径、質量等）は、**付図E. 5**（大きさ及び紙質は、P I Fカードに同じ）にP I Fカードの記入要領に準じて記入し、P I Fカードに添付する。
 - 2) **キット** キットとして包装する場合は、キットのP I Fを作成し、キットの構成部品は、**付図E. 6**（大きさはJIS P 0138A列4番とする。）にP I Fカード記入要領に準じて記入する。

E.3 P I Fの提出

契約の相手方は、P I Fの提出に先立って、補給担任補給処長（以下、“補給処長”という。）と事前調整を行うものとする。

- a) **中央調達の場合** 契約の相手方は、P I Fを4部作成し、補給処長を経由の上、防衛装備庁支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（地方防衛局等調達部長等気付）に提出する。

- b) **地方調達の場合** 契約の相手方は、PIFを4部作成し、補給処長を経由の上、担任補給処分任支出負担行為担当官に提出する。
- c) **PIFの経路図** PIFの処理要領は付図E. 7による。

付表E. 1－PIF記入用符号表（部品の特性）

符 号	特 性 a)
1	電氣的部品 ^{b)} 又は器具を除く部品
2	電氣的部品 ^{b)} 又はその組立品
3	器具（電氣的なものを除く。）又はこれに類する組立品
4	繊細な電子部品又はその組立品（静電気により損傷を受けやすいもの）
A	クリチカル
B	防せい剤により損傷を受けるもの
C	完全密封（金属と金属，ガラスとガラス等の溶融により内容品を封じたもの）
D	密封（ハンダ付け，ガスケット，プラグ，キャップにより内容品を封じたもの）
E	溶封 ^{c)}
F	調整済又は検定済
G	脆弱（輸送のショックなどで容易に破壊されるもの）
H	繊細（微妙に調整した計器等のように輸送のショックなどで損傷しやすいもの）
J	強固
L	感光性
M	磁性
N	放射性
O	引火性

注 a) この表の符号は組み合わせて用いてもよい。
例 1 A, 1 A G, 2 B F G, 3 D F H

b) 電氣的部品とは、使用時に純粋に電氣的な機能を果たす部品であるものとする。ただし、電氣装置の部品で使用時に純粋に機械的機能を果たすもの、例えば、取付用ブラケット、クランプファスナその他類似のハードウェア等は例外である。

c) -50～+70℃までの間で部品の機能を害するじんあい、水蒸気、その他の異物の侵入を防ぐために部品自体を金属、ガラス、単体の溶融又は溶接、ハンダ付け、溶解などの永久的結合方法を併用して接合密封したもの。

付表E. 2-P I F記入用符号表 (個装法)

個装法に対する符号	
個装法	符号
1 0	1 0
2 0	1 1
4 5	3 V
4 1	3 G
4 4	3 T
4 2	3 Q
4 3	3 H
3 3	2 E
3 2	2 M
3 1	2 D
5 3	4 H
5 2	4 Q
5 1	4 G
5 5	4 V
5 4	4 T

付表E. 3-P I F記入用符号表 (防せい剤)

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
0 0	_____	防せい剤を使用しない場合
0 1	{ MIL-PRF-16173 グレード1 JIS K 2246 NP-1	溶剤希釈形さび止め油 (硬質膜)
0 2	{ MIL-PRF-16173 グレード2 JIS K 2246 NP-2	溶剤希釈形さび止め油 (軟質膜)
0 3	{ MIL-PRF-16173 グレード3 JIS K 2246 NP-3	溶剤希釈形さび止め油 (水置換形)
0 6	{ MIL-C-11796 クラス3 JIS K 2246 NP-6	ペトロラタム形さび止め油 (軟質膜)
0 7	{ MIL-PRF-3150 JIS K 2246 NP-7	潤滑油形さび止め油 (中粘度油膜)
0 9	{ MIL-PRF-32033 JIS K 2246 NP-9	潤滑油形さび止め油 (低粘度油膜)
1 0	{ MIL-PRF-21260 JIS K 2246 NP-10-1 ~NP-10-3	潤滑油形さび止め油 (エンジン用)
1 1	MIL-PRF-23827	さび止めグリース (航空機及び計器用)
1 2	MIL-PRF-81322	さび止めグリース (航空機：一般用)
1 4	MIL-C-10382	食品機器用さび止め剤
1 5	_____	油圧系統さび止め油
1 7	MIL-PRF-6085	計器ベアリングさび止め油

付表E. 3-P I F 記入用符号表 (防せい剤) (続き)

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
18	{ MIL-PRF-3420 JIS Z 1519 JIS Z 1535	気化性さび止め剤 気化性さび止め剤 気化性さび止め紙
20	{ MIL-PRF-46002 JIS K 2246 NP-20-1 NP-20-2	気化性さび止め油
21	MIL-PRF-16173 グレード5	溶剤希釈形さび止め油 (低圧蒸気剥離)
28	_____	熱間浸せき可はく性プラスチック
32	MIL-C-6529 タイプⅢ	さび止め潤滑油 (ターボジェットエンジン用)
36	{ MIL-PRF-16173 グレード4 JIS K 2246 NP-19	溶剤希釈形さび止め油 (透明硬質膜)
37	MIL-PRF-18487	鉄砲用さび止め油
41	MIL-PRF-10924	さび止めグリース (車両及び火砲用)
56	MIL-PRF-23699	航空機用潤滑油
78	MIL-PRF-22019	気化性さび止め剤
79	MIL-I-22110	気化性さび止め剤
81	MIL-DTL-22020	気化性さび止め剤

付表E. 4-P I F記入用符号表（緩衝材）

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
00	_____	緩衝材を使用しない場合
AB	[AMS-R-5001 ASTM-D6576	フォーム・ラバー
BD	A-A-1898 グレードI	繊維性緩衝材（吸水性）
BG	A-A-1898 グレードII	繊維性緩衝材（耐水性）
DA	破裂強度196kpa 以上	板紙緩衝材
FA	PPP-C-1120	包装用ロック緩衝材
GA	MIL-PRF-26514	包装用ポリウレタン・フォーム緩衝材 （発泡材）
GB	MIL-PRF-83671	包装用ポリウレタン・フォーム緩衝材 （現場発泡材）
GC	PPP-C-850	包装用ポリスチレン・フォーム緩衝材
GD	A-A-59135 クラス1 グレードA	包装用ポリエチレン・フォーム緩衝材
GE	_____	包装用プラスチック・フォーム緩衝材
GF	A-A-59136 クラス1 グレードB	包装用ポリエチレン・フォーム緩衝材 （静帯電防止性）
GG	PPP-C-1797 タイプI	ポリプロピレン・フォーム緩衝材
GH	PPP-C-1797 タイプII	ポリプロピレン・フォーム緩衝材 （静帯電防止性）
GI	JIS K 6401	クッション用軟質ウレタン・フォーム

付表E. 4-P I F記入用符号表（緩衝材）（続き）

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
G 3	PPP-C-795 クラス1	気泡入りプラスチック・フィルム緩衝材
G 4	PPP-C-795 クラス2	気泡入りプラスチック・フィルム緩衝材（静帯電防止性）
G 5	_____	空気注入式エア緩衝材
J A	J I S Z 1 5 1 6	段ボール
K I	_____	プラスチック毛
L A	_____	シュレッド・ペーパー
L K	_____	支持材（ブロッキング）押さえ（プレーシング）又は金具類
L 1	J I S L 3 2 0 1	羊毛長尺フェルト
L 3	M I L - C - 1 7 4 3 5	ファイバ・グラス
L 4	A - A - 5 9 1 3 6	弾性体緩衝材
L 6	{ PPP-C-1683 _____	ポリスチレンバラ状緩衝材 でん粉ベースバラ状緩衝材
Z Z	特殊設計	添付図面又は包装要領による

注記 この表に示すもののうち、次のグループ内のものは、互換性材料として相互に適用することができる。ただし、優先順に2種類を記入する。

例 B Dor D A

Aグループ：B D, B G, D A, G 3

Bグループ：G A, G B, G C, G D, G E, G 1, K 1

Cグループ：G F, G H, G 4

付表E. 5-P I F記入用符号表（バリヤ材及び包み用材料）

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
00	_____	バリヤ材及び包み用材料を使用しない場合
BA	J I S H 4 1 6 0	アルミニウムはく
CA	{ J I S P 3 4 0 1 A-A-203	クラフト紙
DA	A-A-1249	ティッシュペーパー
EA	M I L-D T L-1 7 6 6 7	中性包装紙
FA	M I L-P-1 3 0	しわ付き包装紙
GB	M I L-P R F-1 2 1	防水耐油性バリヤ材
GM	M I L-P R F-1 3 1 クラス1	防湿バリヤ材
HD	_____	ターポリン紙
H1	_____	しわ付き防水紙
H2	J I S Z 1 5 1 4	ポリエチレン加工紙
H3	_____	塩化ビニリデン加工紙
H4	{ J I S Z 1 5 3 5 M I L-P R F-3 4 2 0	気化性さび止め紙
JA	{ J I S Z 1 7 0 2 A-A-3174	ポリエチレン・フィルム
JB	P P P-C-7 9 5	気泡入りプラスチック・フィルム

付表E. 5-P I F記入用符号表（バリヤ材及び包み用材料）（続き）

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
J C	J I S Z 1 7 0 9	収縮包装用フィルム
J D	_____	ストレッチ用包装用フィルム
J L	M I L - P R F - 2 2 0 1 9	気化性さび止め剤処理の透明フィルム
J V	M I L - P R F - 2 2 1 9 1	熱封可能透明フィルムバリヤ材
K 3	M I L - P R F - 8 1 7 0 5 タイプⅢ	静帯電防止・防水性バリヤ材
MA	破裂強度 1 9 6 kpa以上	板紙包み材
N 8	M I L - P R F - 8 1 7 0 5 タイプⅠ	静帯電防止・防湿性バリヤ材
Z Z	特定仕様書又は規格	記事欄若しくは裏面に示すか添付図面 又は包装要領による
注記	この表に示すもののうち、次のグループ内のものは、互換性材料として相互に適用 することができる。ただし、優先順に2種類を記入する。 例 C A or H 2 Dグループ：C A, E A, F A, H 2, J A, K 1	

付表E. 6-P I F記入用符号表（個装，内装及び外装容器）

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
00	_____	容器を使用しない場合
AC	_____	紙製袋（緩衝又は補強したもの）
BL	{ J I S Z 1702 A-A-3174	包装用ポリエチレン・フィルム袋
BM	J I S Z 1514	ポリエチレン・加工紙袋
BN	M I L-D T L-6060	防湿個装用袋（防湿耐油）
BO	M I L-P R F-121	耐油個装用袋
BP	M I L-D T L-117 クラスH	防水個装用袋（静帯電防止）
BQ	M I L-D T L-117 クラスB	防水個装用袋（防水）
BR	M I L-D T L-117 クラスC	防水個装用袋（防水耐油）
BS	M I L-D T L-117 クラスE，タイプI	防湿個装用袋（防湿耐油）
BT	M I L-D T L-22020	気化性さび止め剤処理の透明袋
BW	M I L-D T L-117 クラスE，タイプII	防湿個装用袋（防湿耐油）
BY	M I L-D T L-117 クラスF	防湿個装用袋（静帯電防止）
DA	P P P-B-566	折り畳み紙箱
DE	P P P-B-676	組立紙箱
DJ	_____	メタルステッチ付紙箱

付表E. 6-P I F記入用符号表（個装，内装及び外装容器）（続き）

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
DP	ASTM-D5168	複々両面段ボール箱
DU	ASTM-D6251	さん付きファイバ箱
EC	JIS Z 1506	両面段ボール箱
ED	ASTM-D5118	耐候性段ボール箱
EN	_____	ファイバ箱
EP	ASTM-D5118	耐候性ファイバ箱
EW	JIS Z 1506	複両面段ボール箱
FA	JIS Z 1402 (防水規定を除く)	密閉木箱
FB	JIS Z 1402	透かし木箱
FC	JIS Z 1402 (防水規定を除く)	密閉腰下付木箱
FD	JIS Z 1406	さん付き合板箱
FE	JIS Z 1402	透かし腰下付木箱
HA	PPP-C-96	金属容器
JC	_____	ファイバ缶
KO	_____	金属製小型コンテナ
KI	{ MIL-DTL-6054 MIL-D-6055	金属容器（再使用可能容器）
KP	MIL-STD-648	金属容器（再使用可能容器）

付表E. 6-P I F記入用符号表（個装，内装及び外装容器）（続き）

符号	適用仕様書又は規格	材 料 名
MA	{ J I S Z 1 4 0 3 A S T M - D 7 4 7 8	密閉枠組箱
ME	J I S Z 1 4 0 3	透かし枠組箱
WA	_____	帯鋼，バンド等による結束
WB	破裂強度 1 9 6 kpa以上	板紙緩衝材による上包み
WC	P P P - C - 7 9 5	気泡入りプラスチック・フィルム緩衝材による上包み
WD	J I S Z 1 5 1 6	段ボールによる上包み
ZZ	特殊設計	添付図面又は包装要領による再使用可能容器

P I F 承 認 願 書

平成 年 月 日

防衛装備庁

支出負担行為担当官 殿
分任支出負担行為担当官
(地方防衛局等調達部長等 気付)

住 所
契約の相手方名
代 表 者 名

印

下記品目の包装に関するP I F (それに附随する包装図面)を提出しますので御承認願います。

記

1. 調達要求番号(又は契約番号)
2. 仕様書番号
3. 品 名
4. 数 量
5. 納 期
6. 納 地

連絡担当者名
電 話 番 号

付図E. 2. 1-P I F承認願書様式(J I S P 0 1 3 8 A列4番)(中央調達用)

P I F 承 認 願 書

平成 年 月 日

航空自衛隊第○補給処
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
契約の相手方名
代 表 者 名
印

下記品目の包装に関するP I F（それに附随する包装図面）を提出しますので御承認願います。

記

1. 調達要求番号
2. 契 約 番 号
3. 仕 様 書 番 号
4. 品 名
5. 数 量
6. 納 期
7. 納 地

連絡担当者名
電 話 番 号

付図E. 2. 2 - P I F 承認願書様式 (J I S P 0 1 3 8 A 列 4 番) (地方調達用)

P I F 目 次

一連番号	業者 P I F 番号	物品番号	部品番号	品 名	P I F 整理番号	承認月日	備 考

1 0 2

付図E. 3 - P I F 目次様式 (J I S P 0 1 3 8 A 列 4 番)

1 グループ	2 物品番号			3 部品番号		4 品名		5 P I F 整理番号	
部 品 本 体	6 寸法 (cm)			7 質量 (g又はkg)		1 0 仕様書又は技術指 令書	1 1 包装 レベル	1 2 支出負担行為担当官等の 承認印及び日付	
	8 材料及び仕上げ			9 特性					
個 装	1 3 個数	1 4 個装法	1 5 防せい剤	1 6 緩衝材	1 7 包み材	1 8 容器	1 9 寸法	2 0 容積 (cm ³ 又はm ³)	2 1 質量 (g又はkg)
内 装	2 2 個装 数量	2 3 緩衝材			2 4 容器		2 5 寸法	2 6 容積 (cm ³ 又はm ³)	2 7 質量 (g又はkg)
外 装	2 8 個装 数量	2 9 保護の 種類	3 0 緩衝材	3 1 容器		3 2 ケースラ イナ	3 3 寸法	3 4 容積 (cm ³ 又はm ³)	3 5 質量 (g又はkg)
3 6 組部品				3 7 A C 品目		3 8 改定事項			
3 9 記事									
4 0 機種			4 1 制作・修理業者名			4 2 制作者及び日付		4 3 業者 P I F 番号	
P I F (P a c k a g i n g I n f o r m a t i o n F o r m)									
注記 1 各欄の大きさは上記に準ずるものとする。 注記 2 P I F カードは整理を行うために大きさを一定にする必要がある。このため外枠は設けないよう注意すること。									

付図 E. 4 - P I F カード様式 (J I S P 0 1 3 8 A 列 5 番)

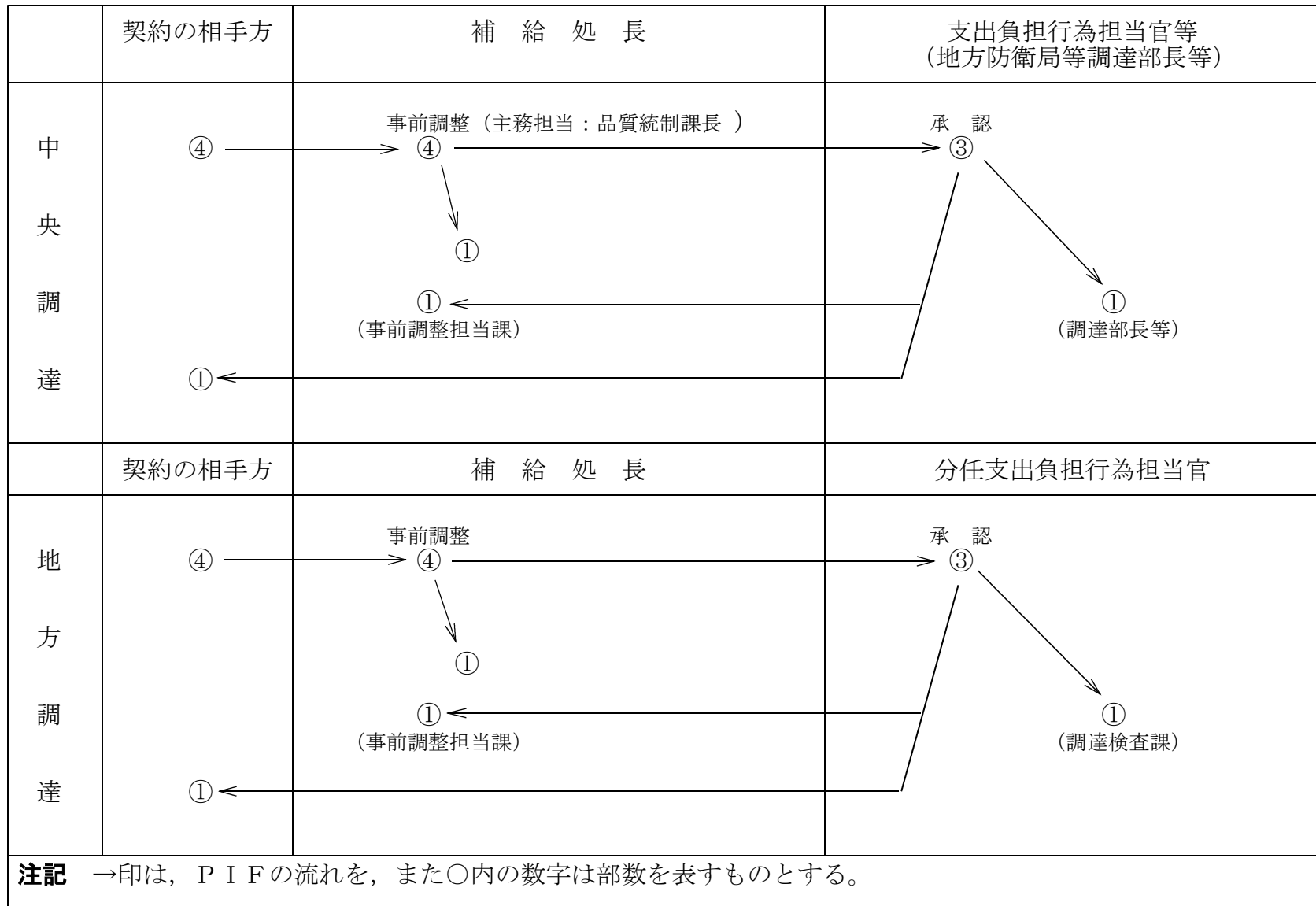
共通部品

部品番号	物品番号	部品本体		個装		内装		外装	
		寸法 (cm)	ねじ径 (cm)	個数	質量 (g)	個数	質量 (g)	個数	質量 (g)

キット・リスト

部品番号

一連 番号	3 部品 番号	4 品名	個数 — キット	8 材料及び 仕 上 げ	1 3 個数	1 4 個装法	1 5 防せい剤	1 6 緩衝材	1 7 包み材	1 8 個装 容器	1 9 個装 寸法	グループ 記 号
注記 グループ記号は、 図D. 1 参照												



付図E. 7-PIFの経路図